予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:教育費 項:教育総務費 目:教育指導費

事業名 外国人児童生徒支援体制整備事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 学校支援課 総合支援第一係 電話番号:058-272-1111 (内 3699)

E-mail: c17782@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 20,000 千円 (前年度予算額:20,000 千円)

<財源内訳>

				財			内	訳				
区分	区 分 事業費		分担金	使用料	財	産	字 74.人	7 0 114	IB.	/±	_	般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県	債	財	源
前年度	20,000	10,000	0	0		0	0	0		0	10,0	000
要求額	20,000	10,000	0	0		0	0	0		0	10,0	000
決定額	20,000	10,000	0	0		0	0	0		0	10,0	000

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

外国人児童生徒数及び日本語指導の必要な外国人児童生徒数は増加傾向にある。外国人児童生徒が100人以上在籍する集住市では、近年更なる集住化が進み、美濃加茂市、可児市は、10年前と比べると1.7倍の増加となっている。さらに、新たな集住市も出現しており、瑞穂市、土岐市では、10年前に比べ3倍以上増加している。各市とも独自で初期指導教室を設置したり、通訳支援員を派遣したりしているが、児童生徒の増加に追い付いていない状況であるため、市町村が主体性を保ちながら、各地域の実情に基づき、一層の充実を図る取組が行われるよう指導・助言するとともに、体制整備を補完するための支援が必要である。

(2)事業内容

国の帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業のI帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業を活用し、外国人児童生徒が100人以上在籍する集住市町村が事業主体として行う児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・他面的な指導、保護者を

含めた支援体制整備のモデル化等の取組を補助する。また、取組で得られた成果を地域の拠点として発信し、普及を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

国1/3、県1/3、市1/3負担

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容 金額		事業内容の詳細
補助金	20,000	事業市町村への補助金 (7市分)
合計	20,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

・第3次岐阜県教育振興計画に示す目標の一つに、「多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の推進」が挙げられており、そのための施策として、母語を使用することができる適応指導員の配置、児童生徒向けの教材の作成、教員への日本語の指導方法の普及等が位置付けられている。

(2)国・他県の状況

- ・日本語教育の推進に関する法律が、令和元年6月に施行され、11月には基本方針の素案が作成されている。今後、国の基本方針に基づき、県としての方針を作成し、地域の実態に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・国の平成31年度(2019)「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援時事業」(補助事業)については、15都道府県が活用している。そのうち、11都道府県が間接補助を実施している。また、多くの県が来年度の国の予算増額を受け、新規参加及び拡充を検討している。

事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和5年度末までに、県内すべての外国人児童生徒が、日本語の能力とと もに学力を身に付け、日本人の児童生徒と同様に、一人一人が夢を実現させ るために就職または高等学校への進学をする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の)推移	現在値	目標	達成 率
日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就	90.1%	(R)	(R)	84.6%	100%	. %
職または高等学校へ	90.1% (H30)	(K)	(K)	(R1)	(R5)	. 70
進学した生徒の割合						

0	指標	を	設	定	す	る	こ	لح	が	で	き	な	い	場	合	の	理	由
---	----	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

7市(岐阜市、各務原市、瑞穂市、大垣市、美濃加茂市、可児市、土岐市) に対し補助金を交付し、各市の支援員等の配置等を支援した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

各市とも独自で初期指導教室を設置したり、通訳支援員を派遣したりする 等、日本語指導が必要な児童生徒に対しきめ細かな支援を行っている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

0

日本語教育推進法が施行され、今後国の方針を受け、県においても日本語教育に係わる施策を計画し、実行する責務を負うことになる。外国人児童生徒が年々増加している集住地域において、市町村が事業主体となって外国人児童生徒の受け入れ促進と日本語指導等のための体制整備を進められるよう、県として指導・助

言を行い、国とともに補助金の支援を行うことは必要である。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

中学校3年生段階の日本語指導が必要な児童生徒数の割合は低くなっている。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

補助金の対象となる市と連携を取り、各市の取組を外国人児童 生徒教育連絡協議会等で紹介する等、成果の普及を図ることがで きている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

外国人児童生徒の増加に伴い、要日本語指導児童生徒が急増、母語が多言語化し、今後も適応指導や日本語指導の支援を行う適応指導員を配置するなど子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整備することが必要である。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	